

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」の
見直しについての提言（答申）
最終案

黄色網掛け：審議会の委員の皆さんのご意見を踏まえて、
文章を作成した箇所

令和 7 年 4 月
多摩市使用料等審議会

はじめに

本審議会は、令和 6 年 11 月 28 日に、多摩市長から「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針（以下、「基本方針」という。）」の見直しについて、諮問されました。

現在の基本方針は、平成 17 年 3 月に策定されたものを、平成 29 年 5 月に改訂したものであり、今回 8 年ぶりの改訂となります。

この間、私たちはコロナ禍を契機にこれまでに経験したことがないような急激な社会情勢の変化を経験しました。これに加え、多摩市を取り巻く環境は日々厳しさを増しており、少子化、高齢化に伴う人口減少や、物価高騰の影響、社会保障関係費の増加、令和 14 年度から供用開始予定の本庁舎をはじめとした大型公共施設の更新等により、財源の確保が大きな課題となっています。

このような状況においても、市民サービスの向上を目指し、持続可能な行財政運営に向けた取り組みを行うことが求められていることから、公共施設においては、適正な使用料を設定し、将来世代に過度な負担を負わせることなく、公共施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を保たなければなりません。

そのため、この間の社会変化や新たな行政課題等に対応していくため、基本方針を改訂することとなり、本審議会において、約半年に渡り 5 回の審議を重ね、この度、提言としてとりまとめることができました。この場を借りて、参画いただきました審議会委員の皆さんに御礼申し上げます。

本提言では、前回の基本方針改訂から部分的に取り組んでいる柔軟な施設利用をさらに拡大・促進していくため、個人利用の拡大や市外利用・営利等利用の加算に関する提案を申し上げたところです。これらの提案は、施設を所管する皆さんにおかれては、イレギュラーな運用を拡大することにつながるだけでなく、一部使用料の値上げを伴う見直しとなるため、今後の使用料改定作業においては非常にエネルギーがいることと思料しますが、本審議会としては必要な提案として判断したものでありますので、その実現への期待も込めてぜひ今後の調整に取り組んでいただきたいと思います。

なお、本審議会の所掌は、使用料に関することですが、公共施設の使用料について審議する過程では、公共施設の利用のあり方など、公共施設に関わる様々なご意見がありました。

このような意見は、本提言の中では、使用料そのものに関わる事項ではないため、附帯意見として掲載していますが、附帯意見についても提案内容とあわせて、真摯に検討いただきますことを願っています。

令和 6 年度 多摩市使用料等審議会
会長 谷 井 良

目次

1 現行の基本方針について	1
(1) 使用料の算定について	
(2) 使用料・基本方針の見直し時期	
2 これまでの経過と今回見直しの方向性について	2
(1) これまでの経過	
(2) 今回見直しの方向性について	
3 具体的な提案内容	6
(1) 共通的な使用料算定ルール(第2の柱)について	
① 原価の算定根拠について	
② 施設の性質別分類・利用者負担率における「判断基準」について	
③ 指定管理者導入施設における取扱いについて	
④ 市民・利用者に対する算定のしくみと施設利用状況等の公表について	
(2) 無料・減免規定の見直し(第3の柱)について	
① 減免基準における「過半数」要件の緩和について	
② 柔軟な使用料設定・利用方法としての「個人利用」の導入について	
③ 市外利用者の取扱い(市外料金の原則)について	
④ 営利等利用の取扱い(営利等加算の原則)について	
⑤ 効果的・効率的な施設運営と施設の有効活用の戦略的検討にむけて	
⑥ 第3の柱の名称の見直し(見直し案:柔軟で戦略的な料金設定・利用方法)について	
(3) その他の項目	
① 使用料の単位について	
② 使用料・基本方針の見直し周期について	
③ 附帯設備(備品等)の使用料設定について	
4 附帯意見(基本方針を修正する旨の提案ではないが、関連する審議会検討の内容等)	11
(1) 施設の適正利用について	
(2) 若者世代の利用促進について	
(3) 利用区分の再検討について	

別紙「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針(案)」

資料編

- ・令和6年度多摩市使用料等審議会委員名簿
- ・諮問文
- ・多摩市使用料等審議会条例
- ・審議会会議経過

1 現行の基本方針について

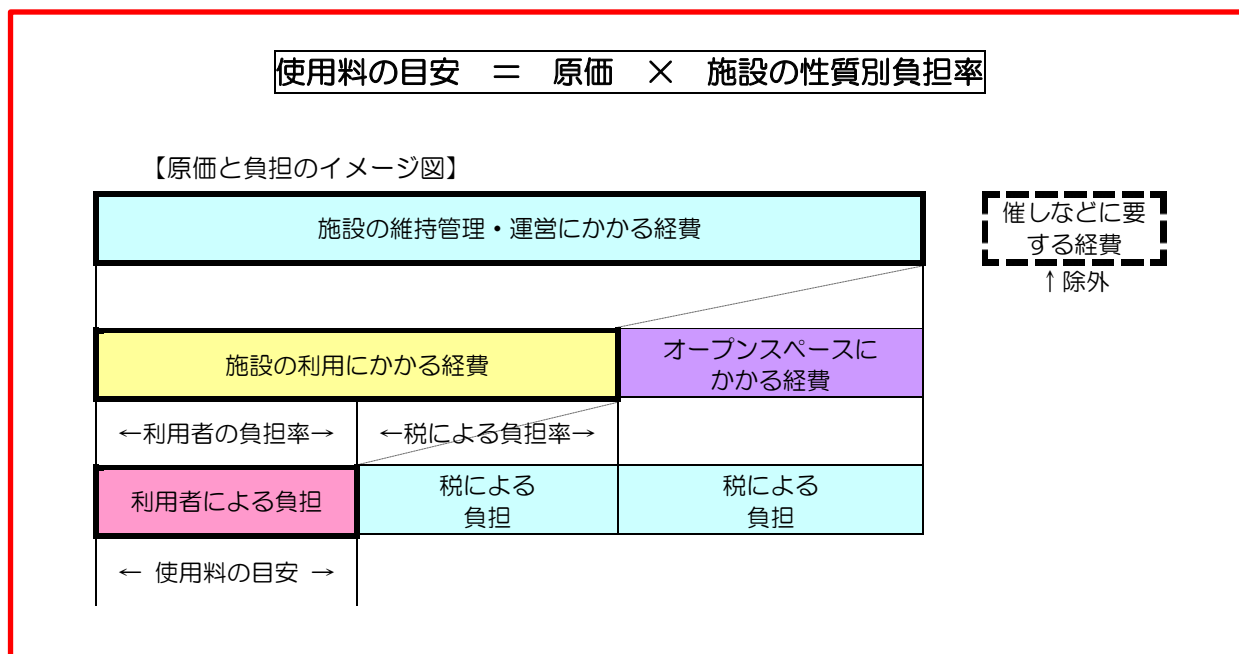
(1) 使用料の算定について

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（以下「基本方針」という。）は、平成 17 年 3 月の策定当時、一定の使用料を負担してもらっている施設と使用料を無料としている施設が存在しており、また、様々な種類の減免規定が混在していたことなどから、施設の利用者にとって使用料のしくみがわかりにくく、同じ公共施設であっても、施設間の格差と不均衡があったために、統一的な基準（指標）をつくることが第一の目的で策定されたものである。

この基本方針は、多くの公共施設が整備されている中で、将来にわたって安定したサービスを提供していくためには、施設の利用者、市民が適正に負担を分かち合いながら、施設を長く大切に守っていくという観点に立っており、主に以下の 3 本の柱で構成されている。

- 第 1 の柱 「利用者負担の原則」
- 第 2 の柱 「共通的な算定ルール確立」
- 第 3 の柱 「無料・減免規定の見直し」

使用料の算定にあたっては、施設の維持管理・運営にかかるすべての経費（経常的な管理経費＋資本に関する経費）を積み上げた「原価」に、施設ごとの「性質別負担率」を掛け合わせて「使用料の目安」を算定するものであり、理論的には、施設全体の維持管理・運営にかかる経費のうち、利用者が直接利用する部分（面積）にかかる経費については、施設の性質別の負担率に応じて、施設の利用者が負担するという構造になっている。（下図参照）



(2) 使用料・基本方針の見直し周期

使用料は 4 年ごとの見直しとすることで、使用料改定前後の稼働率の変化などの評価を反映できるようにしている。また、これに合わせて、基本方針の見直しは 8 年ごととしている。

2 これまでの経過と今回見直しの方向性について

(1) これまでの経過

① 基本方針の策定・改訂について

- 使用料等審議会の答申を踏まえ、平成 17 年 3 月に基本方針を策定し、「使用料の見直しを 3 年ごと、基本方針の見直しを 6 年ごと」と定めた。
- 平成 29 年 4 月に改めて使用料等審議会の答申を受けて、平成 29 年 5 月に基本方針の改訂を行い、使用料の見直しを、「原則 4 年ごと、基本方針の見直しを 8 年ごと」に改めた。

② 使用料の改定について

- 基本方針に基づき、これまで 5 回の使用料改定を実施した。

第 1 回改定	平成 18 年 7 月	無料・減免規定のみ見直し
第 2 回改定	平成 21 年 4 月	使用料が上がるものは据え置き、下がるもののみ改定
第 3 回改定	平成 25 年 1 月・4 月	基本ルールで改定
第 4 回改定	平成 28 年 4 月	基本ルールで改定
第 5 回改定	令和 2 年 4 月	基本ルールで改定（現行の使用料を設定）

- 上記の改定のほか、コミュニティセンターは、従前の「使用料の額」と「使用料の目安」との乖離が大きく、平成 25、28、31 年の三段階で「使用料の額」を「使用料の目安」の水準に引き上げる措置をとっている。また、令和 2 年 4 月の使用料改定以降に大規模改修や開館をした施設（パルテノン多摩、市民活動・交流センター等）は、個別の使用料設定を行った。
- 基本方針において、使用料は 4 年ごとに見直すこととしていることから、令和 6 年度の使用料改定についても、令和 4 年度に庁内での検討を行ったが、コロナ禍の影響から、使用料計算の算定基礎となる過去年度の原価算定が困難であると判断した。このため、令和 6 年度の見直しは、使用料の改定を行わず、従前の使用料を据え置くこととしている。なお、令和 4 年度当時の庁内検討で整理した内容と課題（次回改定に向けた検討の視点）は以下のとおりである。

《 令和４年度 庁内検討内容：改定の有無について 》

	パターン１ 基本ルールに基づき算定	パターン２ 平時の数字を用いて算定	パターン３ 改定を据置く
算定基礎	令和元年度から令和３年度の実績数を用いる	コロナ禍で減少した利用時間、利用者数に代えて前回改定時と同様に、平成２７年度から平成２９年度までの実績数を用いる	—
メリット	・コロナ禍での各施設における感染予防対策等に要した費用を使用料に反映できる ・コロナを要因とする物価上昇等を価格に反映させることができる	・使用料は多くの施設で減少し、利用者の負担を最小限にすることができる ・コロナ禍で要した経費を利用者に負担させることがない	・現行と同様の使用料を維持することができる ・使用料の上げ下げによる市民・職員双方にかかる負担減
デメリット	・多くの施設で使用料の値上げが発生する ・コロナ禍に要した費用について、使用時間の制限に加え、金銭的負担が発生する ・次回改定時に平時の実績に戻った場合、結局パターン２と同等の使用料に改定される可能性がある	・算定基準が実績とは関係がなく、徴収根拠としてあいまいである ・基本ルールの例外を作ることとなる ・基本ルールに基づき算定した場合に徴収できはずの経費が徴収されない	・基本ルールに基づき算定した場合に徴収できはずの経費が徴収されない ・基本ルールの例外を作ることとなる ・状況が変わらないおそれがある ・使用料算定のノウハウが断絶するおそれがある
意見	コロナ禍による経費増や利用時間制限等の変動因子の存在のみならず、税収自体が減となっている中で、使用料を実績によらず算定することの根拠が乏しい。改定のたびに使用料を上げ下げすることになるが、基本ルールに基づいているという説明ができる。	平時の数字を用いることは使用料の算定根拠として不十分であることや、基本ルールと異なる算定方法となることから対外的にも説明が難しい	コロナに対する状況は目まぐるしく変化しており、改定のたびに実績に合わせて使用料を大きく上げ下げすることは市民・職員双方に負担となり、望ましくない。一方で基本ルールに基づき算定した場合に得られる使用料収入を失うことに対する説明も難しい。
結論	上記の整理を踏まえ、算定基礎で用いる施設の利用実績（過去３年間分）を用いることが難しいと判断し、令和６年４月の使用料改定は見送っている。（パターン３を選択）		

《 令和 4 年度 庁内検討内容：使用料改定・基本方針改訂の時期について 》

		当初想定 (コロナ禍前)	パターン 1 使用料改定→ <u>基本方針改訂</u>	パターン 2 <u>基本方針改訂</u> →使用料改定
使用料	次期改定時期	令和 6 年 4 月	令和 8 年 4 月	令和 8 年 4 月
	算定根拠 (実績値)	令和元～3 年度 (3 ヶ年度分)	令和 4～5 年度 (2 ヶ年度分)	先行して検討を行う 基本方針内で整理
基本方針	次期改訂時期	令和 7 年 5 月	令和 9 年 5 月	令和 6 年 5 月
	審議会 開催時期	令和 5 年度	令和 8 年度	令和 5 年度
結論		コロナ禍の影響など、まずは使用料改定の前提となる基本方針を整理することとした。(パターン 2 を選択) ※その際、コロナ禍の動向や影響等を踏まえ、1～2 年間の後ろ倒しも視野に入れて検討するとしており、実際には令和 5 年度中の審議会開催は行わず、令和 6～7 年度中の審議会開催としている。また、これにより、基本方針改訂及び使用料改定も 1～2 年間程度の後ろ倒しとなる見込みである。		

《 令和 4 年度 庁内検討内容：課題（次回改定に向けた検討の視点） 》

- ア コロナ禍では施設側が閉館、開館時間の短縮、人数制限などを行っており、基本ルールが想定していない状況である。
- イ 現在のルールでは、施設側が利用率を上げる努力をする・しないに関わらず、利用時間等で機械的に算定している。
- ウ 施設の性質別分類に応じて、利用者負担率を 50%などと定めているが、実際の維持管理コストに占める使用料収入の割合は 10%に満たない施設もあり、利用者に使用料の使い道、施設の維持管理にかかるコストに占める割合などを知ってもらうことも必要である。
- エ 基本ルールに基づいた算定をするには、各施設所管課において相当の業務負担がある。

(2) 今回見直しの方向性について

- 多くの公共施設について、利用者数の推移をみるとコロナ禍で半数程度までに落ち込んだものの、令和 4、5 年度にかけて徐々にコロナ禍前の水準に戻ってきていることから、基本方針の見直し・改訂を行う時期として妥当であると評価する。
- 現行の基本方針は、他自治体の基本方針等と比較しても、必要な要素はおおむね網羅されており、市民にも一定の理解を得られていることから、大きく変更する必要性は高くないものとする。しかしながら、前回改訂からの 8 年間の社会情勢の変化等を踏まえ、時代の変化にあわせた基本方針としていくための見直しは必要と考える。

- 施設維持管理の高騰や人口（施設利用者）減少等を見据え、各施設の使用率や各施設にかかっている維持管理コストの現状などを改めて確認し、施設の有効活用の視点から、効果的な対応を講じていくことも重要と考える。
- 市民の活動の場としての公共施設の特性や設置目的等には十分に配慮し、利用者にとってのわかりやすさ、使用料を負担する側の視点も引き続き取り入れながら、より実態に即した内容に基本方針を見直していくことが求められる。

3 具体的な提案内容（※文言修正や時点修正など、軽微な見直しは除く。）

(1) 共通的な使用料算定ルール（第2の柱）について

① 原価の算定根拠について

使用料算定に用いる原価（施設の利用にかかる費用）の算出根拠は、現行の基本方針に定めはないが、直近3ヶ年度の施設の年間維持管理経費の実績の平均値を用いる運用を行ってきた。

このことについて、より透明性の高い使用料設定を行うため、本基本方針に「原価の算出に用いる維持管理経費の考え方について明記することを提案」する。また、「コロナ禍を振り返ると当時はあらゆる場面で平時とは大きく異なっていたことから、今後においては、天災や感染症の流行、その他予期せぬ要因により、実績が平年と大幅に乖離していた年度がある場合は、当該年度の実績を原価計算から除外することができる」とする規定を定めておくことが妥当と考える。

② 施設の性質別分類・利用者負担率における「判断基準」について

多種多様な公共施設の使用料設定にあたっては、施設ごとの性質（必需性・市場性・収益可能性、地域施設か全市的施設か）を考慮しながら、施設を分類し、その施設の性質の度合いに応じて、利用者負担・公費割合の割合を決定している。

このうち、「市場性・収益可能性（民間による類似施設の提供の有無による基準）」を判断するにあたって、「近年、オンラインコミュニティなどインターネット上で交流や活動を行うサービス（以下、「オンラインサービス」という。）が民間で数多く提供されていることを踏まえると、これらのサービスが民間による提供の有無の判断に影響を与えることから、施設ごとの性質を判断するための基準はより明確にあるべきであり、特に本規定におけるオンラインサービスの取扱いについて、明記することを提案」する。

③ 指定管理者導入施設における取扱いについて

指定管理者制度（地方自治法第244条の2第3項）導入施設のうち、利用料金制を導入している施設について、本基本方針の見直しの対象となるのは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する上限額である。これら施設の利用料金の設定は、指定管理者が申請し、市が承認するものであり、条例上では、その上限額の設定にとどまることから、利用料金制度を導入している施設の料金を見直すべき場合は、上限額を見直した上で、指定管理者との協議により指定管理料を見直すこととなる。

このことについて、現行の基本方針には明記がないが、本市でも指定管理者制度導入施設が増加傾向にあることを踏まえると、全庁的な制度理解と遵守を促進するため、明記することを提案する。

④ 市民・利用者に対する算定のしくみと施設利用状況等の公表について

施設を維持するためにはどれだけの経費がかかっている、使用料の額はどのように定められていて、利用者からの使用料（利用料金）がどの程度の額になっていて、それ以外は税金で負担していることが、施設利用者、市民の方にあまり知られていない状況にある。

市民の皆さんへの情報共有については、従来からも課題となっており、これらを広く公表するしくみをつくり、施設の利用者に使用料を負担してもらっていることへの理解を得るとともに、各施設の設置目的や利用状況について共有することにより、施設の有効活用の手法についても、市民の

皆さんとともに考えていく必要がある。

このことについては、平成 29 年 4 月の使用料等審議会答申でも提案があったが、具体的な取組ができなかったことから、引き続きの提言を行うものである。

なお、施設利用者からは、多摩市の公共施設は施設にかかる費用に対して、都心部の施設よりは良心的な料金設定であるとの声があり、安価な料金体系をアピールすることにより、利用促進につながることも考えられるのではないだろうか。

(2) 無料・減免規定の見直し(第3の柱)について

① 減免基準における「過半数」要件の緩和について

現行の基本方針において、各種団体（障がい者団体等）が減免を受けるときは、「構成員の過半数以上」を占める場合を対象としているが、構成員が数名規模の小規模団体の場合は、構成員が一名減少しただけで減免の対象から外れてしまう恐れがあることから、市民活動の場の確保の視点を踏まえ、当該減免基準を「過半数」から「半数以上」と改める要件緩和を提案する。

② 柔軟な使用料設定・利用方法としての「個人利用」の導入について

温水プール等のように個人で利用することが前提の施設ではなく、団体登録を行って利用する会議室やスタジオ等の個人利用は、現行の基本方針でも導入の考え方は認めており、一部施設では既に導入済である。しかし、多様化する利用ニーズを踏まえると、さらなる個人利用の促進を目指していくべきと考えることから、基本方針において表記の工夫を行うとともに、各施設でも個人利用の促進につながる取組の継続検討を行うことを提案する。

③ 市外利用者の取扱い(市外料金の原則)について

現行の基本方針において、市外利用者については、公平な負担の観点から割増（許容できる範囲は、算定された使用料の 200%まで）をすることが「できる」と定めている。

しかし、本来、公の施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、その管理運営には市税が充てられていることから、市外利用者のコストを市税（市民）で負担することは適切ではないと考える。

そのため、利用者負担の原則を徹底しながらも、公共施設の有効活用の観点から、空いている利用枠を市外利用者に利用していただくことを促進するため、市外利用者が利用する場合は、「できる規定」ではなく、原則として、すべての施設で市外料金を設定することを提案する。

なお、市外利用者の利用により市民の利用に支障が生じる場合、または市外利用者の利用が特に多いと認められる施設の場合は予約の開始時期など利用における取扱いにも市民と差を設けることができること等の配慮は必要と考える。

④ 営利等利用の取扱い(営利等加算の原則)について

現時点で、営利等利用については、公共施設という性質から幅広く認めているというわけではないが、施設の利用目的や性質を踏まえ、施設の有効活用の観点から、条例や規則その他内規等で個別に判断している。しかし、現行の基本方針においては、営利等利用があった場合における使用料の規定は存在していない。

こうした状況を踏まえ、営利等利用に関する考え方は整理されるべきものであることに加え、公

共施設の有効活用の観点からは空いている利用枠であれば営利目的であっても有効に活用すべきと考えることから、さらなる施設の利用拡大のため、営利等利用を認めることを提案する。

なお、営利等利用にあたっては、市外利用者と同様に、営利等利用者のコストを市税（市民）で負担することは適切ではないと考えることから、営利等利用を行う場合は、通常使用料に加算を行うことが妥当である。営利等加算については、その運用方法も含めて、主に以下の点を中心に協議を行った。市におかれては、審議会での協議内容を踏まえ、その対応について十分に検討されたい。

ア 営利等行為の範囲・判断基準について

営利等行為の有無は、「利用者の性質ではなく経済的な利益が生じるか、または生じさせる可能性がある行為であるか」という行為の性質に着目し、該当を判断することが望ましく、非営利団体や個人など営利を目的とする法人でない場合であっても、営利等行為に該当する利用を行う場合は、営利等加算の対象とすべきと考える。ただし、営利法人が使用する場合は、当該行為が営利に直結しないもの（社会貢献活動等）であったとしても、企業価値の向上に一定の効果があり、営利とは全く無関係とは言いきれないことから、どのような性質の行為であっても営利等行為に該当するものとするべきである。

また、営利等加算の適用を判断するための基準は、各窓口における具体的な運用を想定したうえで、明確に定めておくことが肝要である。これは基準がないと各施設により判断が分かれてしまうこととなり公平さを欠くこととなる恐れがあることに加え、利用者側も加算を免れようと営利等行為に該当しないと主張すると思われるためである。基準の作成にあたっては、先行して営利等加算を導入している自治体の運用を参考とされたい。

イ 営利等加算の金額水準について

営利等加算の金額水準については、既に同加算を導入している自治体の事例を確認したところ、通常料金の2～3倍の金額を水準として設定している自治体が多い一方で、10倍程度の金額を設定している自治体も確認されたことを受けて、本審議会でも「他市と同程度とすべき。」といった意見から、「せっかく営利料金を設定するのであれば、しっかりと稼げるように通常時の5倍、10倍の料金を設定すべき。」といった意見まで、対極な立場から様々な意見が出されたところである。

この点について、審議会として今回提案する営利等加算については、施設の有効活用の視点から営利等利用も認めるべきとするものであり、積極的に歳入を得ることを主たる目的としておらず、必要以上の料金加算は行う必要性はないとの立場をとるものである。一方で、行政と民間の役割分担も踏まえ、民業圧迫の観点からは必要以上に安価な料金とすべきではないとも考える。そのため、他自治体で設定している金額も勘案しつつ、現行の基本方針で定めている改定上限率（100%増まで。通常使用料の200%）までが、現時点において本市で許容し得る加算基準の目安として妥当な水準なのではないかと考える。

また、営利等利用時において、通常料金の5～10倍程度の高額な料金設定をしている自治体の施設に対しては、「本市の公共施設と比較しても設備環境が非常に充実していることや、実際の利用実態（大手学習塾やスポーツクラブ等による定期的な利用）をみても、施設の整備当初から、ある程度営利団体の利用を想定し、収益を得る取組として見込んでいたものと想像される」との意見もあった。この見解に立つと、本市の非営利団体や個人が通常の活動の延長線上

で営利等行為を行うことも想定されることから、このような自治体とは前提となる条件が異なると言わざるを得ず、審議会としては、通常料金の 5～10 倍のような高額な料金設定を行うことは馴染まず、妥当性を欠くものであると考えるものである。

なお、今回は公共施設の使用料設定に関する審議であるため、必ずしも同じ条件ではないことは承知しているが、ビジネスの場合において料金の設定を行う場合、利用者数とコストのバランスを踏まえ、利益が最大化できるようにアンケート調査などのマーケティング活動を事前に行うことが一般的である。本提言では、公共施設の有効活用を図ることが主目的であり、積極的な歳入確保を直接の目的としていないという立場を踏まえ、導入当初の金額水準としては通常使用料の 200%が妥当であるとの判断を行ったところである。しかしながら、最適な料金設定を行うという点においては、利用者のニーズや妥当な金額水準を的確に把握することは必要な対応と言えることから、営利等加算の導入後には、実際に営利等利用を行った者を対象にアンケート調査を行うことができないか等については継続検討し、得られた検討結果については、次々回の使用料改定の参考とされたい。

ウ 通常利用との取扱いの差について

予約の開始時期など利用における取扱いについては、市外利用者の場合と同様に営利等利用により市民の利用に支障が生じる場合は、市民と差を設けることができる等の配慮は必要である。また、営利等利用の場合は、同加算設定の趣旨に鑑み、早期割引など、各種割引の対象外であるべきと考える。

⑤ 効果的・効率的な施設運営と施設の有効活用の戦略的検討にむけて

使用料算定においては、人件費や維持補修費を含む、施設の維持管理・運営に関する経費が使用料の原価計算の基礎となることから、市は施設の効果的・効率的な管理運営や業務の見直しなど、多角的な視点により経費削減に努めることを求める。あわせて、利用満足度を高めるため、施設サービスの向上や支払方法の多様化等についても、経費とのバランスも考慮しながら、各種取組の推進を検討されたい。

また、基本方針では、市民・利用者に対する算定のしくみと施設利用状況等を公表するとしており、本提言においても具体的な取組を行うよう求めているところであるが、施設によっては利用率が低い（使用料収入が少ない）施設も一定程度、存在している現状にある。減免利用や公用利用が多い施設など、各施設によって利用特性があるため、利用率や使用料収入が低いことが、一概に課題であるとは言いきれないが、少なくとも施設の有効活用という観点からは望ましいことではない。

そのため、設置目的や施設特性等を鑑みても、極端に利用が少ない施設については、原因分析の上で利用率向上のため、適切な対応にも努めることを提案する。その上で、利用状況の改善が見られない場合には、将来的には、施設の利用率をひとつの目安として、ハード面の検討（各施設の機能・サービスの転換等）を行うことも併せて提案する。

⑥ 第 3 の柱の名称の見直し(見直し案:柔軟で戦略的な料金設定・利用方法)について

平成 17 年度の基本方針策定当時は、様々な種類の減免規定が混在しており、市としての統一的な基準（指標）をつくることを目的に基本方針を策定した経緯から、第 3 の柱の名称を「無料・減免規定の見直し」と定めている。

平成 29 年度の改訂では、平成 28 年度多摩市使用料等審議会の答申を受け、柔軟な使用料設定・利用承認ができることとしたが、柱の名称も含めた見直しは行われなかった。

上記②～⑤で述べたように、施設の有効活用の視点では利用率や市民サービスを向上させるため、「無料・減免の規定」のみによらず、柔軟な使用料設定・利用方法の取組を加速させていく必要がある。また、公共施設の将来的なあり方を見据え、経営的な視点も併せ持ちながら使用料の設定や利用方法の見直し等の工夫も行うべきと考える。

そのため、第 3 の柱の名称については、より基本方針の取組内容に即した形で、「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」とすることを提案する。

(3) その他の項目

① 使用料の単位について

前回の基本方針改訂時に、使用料の単位は 10 円単位を基本とし、10 円未満の端数は四捨五入することとしたが、その後の現場運用を確認したところ、減免後の額に 10 円未満の端数が生じた場合の取扱いについて、施設所管課から問い合わせが寄せられたとのことであったことから、その取扱いについて検討することを提案する。

② 使用料・基本方針の見直し周期について

使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、周知期間等も考慮に入れると、一定期間の時間的な間隔を確保した方が望ましいことから、使用料の妥当性を判断する検証周期は、従来どおりに 4 年ごととすることに異論はないものの、検証の結果、実際に使用料改定を行うかについては、維持管理経費の変動だけでなく、その時点での社会情勢や本市の財政状況等も踏まえて、総合的に判断することを提案する。ただし、指定管理者の更新や大規模改修を控えている施設等は、一斉改定とは異なる適切な時期で使用料改定ができるとすることが望ましい。

また、基本方針の検証周期は、使用料の検証周期にあわせて従来どおりに 8 年ごととすることについても異論はないが、検証の結果、実際に基本方針の改訂を行うかについては、その時点での社会情勢や本市の財政状況に加え、公共施設のマネジメントに対する関連計画の内容等も踏まえて、総合的に判断することを提案する。

4 附帯意見(基本方針を修正する旨の提案ではないが、関連する審議会検討の内容等)

(1) 施設の適正利用について

施設を維持するためにはどれだけの経費がかかっていて、使用料の額はどのように定められている、利用者からの使用料(利用料金)がどの程度の額になっている、それ以外は税金で負担していることが、施設利用者、市民の方にあまり知られていない状況にあることから、市民の皆さんへの情報共有を図るため、これらを広く公表するしくみをつくり、施設の利用者に使用料を負担してもらっていることへの理解を得るとともに、各施設の設置目的や利用状況について共有することにより、施設の有効活用の手法についても、市民の皆さんとともに考えていく必要があることについては、先に述べたとおりである。

このことについて、施設の維持管理コストを使用料でどれだけ賄うことができているかを公表するにあたっては、その割合(ここでは「使用料充足率」と仮称する。)を公表する等の手法が想定されるが、「使用料充足率」はあくまでも費用の面からみた結果であり、施設の適正利用の面から考えると違う結果が出ると思われる。例えば、温水プールでは使用料充足率は100%に満たないが、実際の利用状況を見ると、夏場などは入場規制がかかるなど非常に混雑しており、利用者全員に必ずしも快適なサービス提供ができているとは言い難い。

使用料の議論は異なる内容であり、ハード面や運用方法の検討で語られる内容であるかもしれないが、市民に支払っていただく使用料とそれに見合うサービスが提供できているかという意味で、施設の適正利用の視点についても、庁内で十分な検討が図られるべきだと考える。

(2) 若者世代の利用促進について

現行の基本方針では、中高生の利用について減免規定があるが、市内に多くの大学を有しているだけでなく、「多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例」を制定し、多摩市若者会議などの特色ある若者施策も実施している本市においては、**大学生や30歳代の若者世代など、中高生よりももう少し上の世代に対する公共施設の利用促進策を検討しても良いのではないだろうか。**

この点については、審議会では十分な議論ができなかったため、具体的な提言として取りまとめることができなかったが、中高生のように使用料の減免で対応することが効果的であるか、あるいは周知の強化や付帯設備の充実等の利用環境の向上で対応することが効果的であるかについて、多様な視点でその手法を検討し、対応策を講じることについて意見があった。審議会としては、これにより施設の利用を促進することに加え、将来にわたって継続的に施設を利用してもらえる利用者を育てることにもつながるものと考ええる。

(3) 利用区分の再検討について

平成29年4月の使用料等審議会答申において、施設をもっと利用しやすくするための工夫として、「特に稼働率が低くなっているコミセンについては、利用区分を細分化する、1時間(または2時間)単位を基本とする使用料設定にするなど、利用団体が利用しやすい環境を整備する必要がある。とりわけ夜間帯の稼働率が低いことから、開館時間についても、住民ニーズに合わせて、館ごとに見直すことで、スタッフの配置や諸経費など管理運営経費自体も抑制できる余地があり、そのことが使用料の額の低下にもつながる」との提言があった。

これを踏まえ、一部のコミュニティセンターでは、既に利用区分の見直しを行い、午前・午後・夜間の3区分ではなく、1枠2時間等の短い利用枠を設定し、施設利用者の増加につながった事例がある。

前回の答申では、コミュニティセンターを念頭に置いて利用区分の細分化が提案されたところであるが、本審議会でも「公民館でも、日常利用においては3～4時間の時間枠をすべて利用することはなく、実際には1～2時間の空きが生じており、それであれば自分たちがその空き時間を利用したいと思ったことがあった。」といった意見や、「他の施設でも、中高生は学校が終わってから利用するとなると、午後枠でも13時から使用することはなく、利用できるのは15時頃から。社会人は夜間枠で予約しても18時からではなく、19時や20時から利用することになると思われるので、1～2時間の空きが生じている。また、そのようなロスを敬遠して、利用を敬遠している利用者もいるのでは。」と言った意見が出された。

そのため、コミュニティセンターに限らず、他の公共施設においても、施設利用者に実際の利用時間を確認するアンケート調査を行うなど各施設での実態を把握した上で、必要であれば、利用区分の見直し・再検討を行うことについて提案する。

以上を踏まえ、本審議会として「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針（案）」を別紙のとおりに提出する。

公共施設の使用料設定・利活用にあたっての
基本方針

【令和 7 年度改訂版】

令和 7 年●月

多摩市

目 次

I 基本方針の改訂について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 基本方針策定の経緯
- 2 使用料の改定
- 3 基本方針の改訂

II 基本方針の3本の柱・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

- 1 利用者負担の原則（第1の柱）
- 2 共通的な算定ルールの確立（第2の柱）
 - (1) 基本ルール
 - (2) 原価について
 - (3) 施設の性質別分類・利用者負担率
 - (4) 基本ルールによらない算定を認める場合の要件
 - (5) 指定管理者導入施設における取扱い
 - (6) 市民・利用者に対する算定のしくみと利用状況等の公表
- 3 柔軟で戦略的な料金設定・利用方法（第3の柱）
 - (1) 減免基準
 - (2) 柔軟な使用料設定・利用方法
 - (3) 市外利用者の取扱い（市外料金の原則）
 - (4) 営利等利用の取扱い（営利等加算の原則）
 - (5) 効果的・効率的な施設運営と施設の有効活用の検討にむけて

III 使用料の改定・基本方針の改訂・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

- 1 改定上限率
- 2 使用料の単位
- 3 使用料・基本方針の検証周期
- 4 附帯設備（備品等）の使用料設定

I 基本方針の改訂について

1 基本方針策定の経緯

- 「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」（以下「基本方針」という。）は、多摩市使用料等審議会（以下「審議会」という。）の答申を踏まえ、平成17年3月に策定したものです。
- 策定当時、一定の使用料を負担してもらっている施設と使用料を無料としている施設が存在しており、また、様々な種類の減免規定が混在していたことなどから、施設の利用者にとって使用料のしくみがわかりにくく、同じ公共施設であっても、施設間の格差と不均衡があったために、市としての「統一的な基準（指標）」をつくることを目的に、当時の審議会に諮問し、答申を受けて策定しました。

2 使用料の改定

- 基本方針に基づき、これまで5回の使用料改定を実施しました。

第1回改定	平成18年7月	無料・減免規定の見直し
第2回改定	平成21年4月	基本ルールによる算定を行ったが、算定の結果、使用料が上がるものは据え置き、下がるもののみ改定
第3回改定	平成25年1月・4月	基本ルールによる算定に基づき改定
第4回改定	平成28年4月	基本ルールによる算定に基づき改定
第5回改定	令和2年4月	基本ルールによる算定に基づき改定

- 基本方針において、使用料は4年ごとに見直すこととしていることから、令和6年度の使用料改定についても庁内での検討を行いました。コロナ禍の影響から、使用料計算の算定基礎となる過去年度の原価算定が困難であると判断し、令和6年度の見直し時は、従前の使用料を据え置くこととしました。

3 基本方針の改訂

【これまでの経緯】

- 平成17年3月の基本方針の策定時、「使用料の見直しを3年ごと、基本方針の見直しを6年ごと」と定めていましたが、策定後6年が経過した平成23年度は、まだ基本方針の算定ルールに基づいた使用料改定を実施していなかったことから、基本方針の改訂は行わず、現行の基本方針を継承することとしました。
- その後、基本方針策定から12年が経過し、その後の社会情勢の変化、公共施設をとりまく環境変化、また、新たな行政課題に対応していく必要性などの観点から、平成29年4月に審議会の答申を受けて、同年5月に基本方針の改訂を行いました。
- その際、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、条例改正、利用者・利用団体への周知期間などを踏まえ、「使用料の見直しを4年ごと、基本方針の見直しを8年ごと」に改めました。

【今回の改訂にあたって】

- 今回の改訂は、前回の改訂から 8 年が経過し、コロナ禍以降のライフスタイルの変化や物価高騰などの影響を踏まえ、時代の変化にあわせた適正な利用者負担と施設利用のあり方を検討するため、令和 7 年●月に審議会の答申を受けて、見直しを行うものです。
- 見直しにあたっては、これまでの使用料改定による成果や課題などをふまえて、審議会に諮問し、審議会からの答申を受けて、改訂することとしました。
- この「基本方針【令和 7 年度改訂版】」は、審議会からの答申を受けて、多摩市行財政改革推進本部会議において改訂内容についての協議を経たうえで、パブリックコメントを実施し、市として決定したものです。

Ⅱ 基本方針の3本の柱

基本方針では、「利用者負担の原則」、「共通的な使用料算定ルール確立」、「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」を、3本の柱として位置付けます。

1 利用者負担の原則（第1の柱）

使用料は、公共施設などの利用者に、その利用の対価として負担していただいているものです。利用者から見れば、当然金額が低ければ低いほど喜ばしいものですが、その場合、公共施設の維持管理や運営に要する経費の不足分は税金で賄うことになり、市民全体で負担するということになります。

施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたとき、利用者に応分の負担をしていただくことが必要であると考えます。そこで、「利用者負担の原則」を基本方針の第1の柱とします。

なお、平成29年度の改訂から、上記のような考え方について、広く理解いただくために、「受益者負担の原則」という表現に代えて、「利用者負担の原則」という表現を用いています。

2 共通的な使用料算定ルールの確立（第2の柱）

使用料算定のルールを、共通的なものとして、明らかにすることは、納税者が税負担の適正性をチェックすることと、利用者自身が負担する使用料の根拠を知る上でも重要なことだと考えます。そこで、市民にわかりやすい使用料算定ルールとして、統一的方法で把握した原価（施設の利用にかかる費用）を、施設の性質別負担率に応じて利用者と税で分かち合うという方式を「基本ルール」とします。

(1) 基本ルール

使用料の算定は、以下の基本式により行うものとします。

$$\boxed{\text{使用料の目安}} = \text{原価} \times \text{施設の性質別負担率}$$

【原価と負担のイメージ図】

施設の維持管理・運営にかかる経費		
施設の利用にかかる経費		オープンスペースにかかる経費
←利用者の負担率→	←税による負担率→	
利用者による負担	税による負担	税による負担
← 使用料の目安 →		

催しなどに要する経費
↑ 除外

(2) 原価について

原価（施設の利用にかかる費用）については、行政で使用されている会計に民間企業的な会計手法を用いた、行政コスト計算という手法を基本に算出します。

行政コスト計算では、施設の維持管理や運営等に要した１年分の費用を、【表１】の項目により把握します。ここでいう費用には、施設の維持管理や運営のため直接的に支出した人件費や備品購入や委託料等の物件費などと共に、毎年度の費用として認識する必要のある減価償却費（使用などによる固定資産の価値の減少分）等が含まれます。

減価償却費などの「資本に関する経費」については、税負担とするという考え方もありますが、多くの公共施設が整備されている多摩市においては、施設の老朽化による改築や大規模修繕、建替えに伴う経費の増大を見据えながら、こうした経費を含めた税負担と利用者負担とのあり方を考えていく必要があります。

したがって、施設の利用にかかる利益と負担の対応関係を明確にしながら、利用者を含めた市民全体が納得する使用料の金額としていくためにも、まず、減価償却費等も含め、施設の維持管理や運営等にかかる全ての項目にかかる費用を原価とし、施設毎の性質によって、利用者の負担と、市民全体の税による負担との比率を設定して、双方のバランスを図る手法が適切であると考えます。

なお、計算にあたっては、施設で行われる催しなどに要する経費については原価から除外します。

【表１】行政コスト計算の手法による費用の項目

区分	項 目	説 明
施設の維持管理・運営に関する経費	人件費	施設の維持管理や運営に係る職員人件費や退職給与引当金繰入等
	物件費	光熱水費、委託料、賃借料など施設の維持管理や運営に係る経費
	維持補修費	修繕料や、維持補修工事費など施設の維持補修に係る経費
	補助費等	火災保険料、運営上必要となった謝礼金、施設の維持管理・運営に係る補助金など
資本に関する経費	減価償却費	建物等の減価償却費の当該年度分
	公債費（利子分のみ）	当該年度に返済した公債費の利子分
	債務負担行為支出額（利子分のみ）	割賦による土地購入費等に係る債務負担行為支出額の年度利子分

【特記事項】

① 人件費の算出について	他の業務を持つ場合や、他の施設と兼任している場合については、当該施設の維持管理や運営に携わる分のみを算入します
② 併設施設の取扱い	施設全体にかかる光熱水費や委託料等もあることから、その場合には、当該施設分のみを算入します
③ 減価償却費について	減価償却費は、取得価額÷耐用年数により算出します

④ 施設の年間維持管理経費について	施設の年間維持管理経費は、直近 3 ヶ年度の実績の平均を用います。ただし、天災や感染症の流行、その他予期せぬ要因により、実績が平年と大幅に乖離していた年度がある場合は、当該年度の実績を原価計算から除外することができるものとします。
-------------------	---

○会議室等の利用の場合の原価計算

会議室の利用のように、ある一定の部屋（区画）を、貸し切りで利用する場合については、 $1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間}$ あたりの原価を計算した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を計算します。

$$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設面積} \div \text{年間使用可能時間} = 1\text{ m}^2 \cdot 1\text{ 時間あたりの原価}$$

○個人利用施設の場合の原価計算

温水プールなどのように、ある一定の部屋（区画）を、不特定多数の個人が同時に利用するような施設については、利用者一人あたりの原価を計算します。

$$\text{施設の年間維持管理経費} \div \text{施設利用者目標数} = \text{一人当たりの原価}$$

(3) 施設の性質別分類・利用者負担率

多種多様な公共施設の使用料設定にあたっては、施設ごとの性質（必需性、市場性・収益可能性、地域施設か全市的施設か）を考慮しながら、施設を分類し、その施設の性質の度合いに応じて、利用者による使用料と市民が納める税で適正に負担を分かち合うようにします。

負担の公平性、公正性を確保するため、以下の3つの基準により施設を性質別に分類し、新たな「性質別分類表」により各施設の性質別負担率を定め、施設ごとの利用者負担率を再整理します。

ア 性質別分類の基準

○ 基礎的か基礎以上かによる基準（必需性）

基礎的 (必需的)	高い ↑ ↓ 低い	I	○市民生活において、最低限必要なサービスを提供するなど、公共性の高い施設
		II	○一定の公益性のもとに、特定の利用者の利便を図る施設
		III	○生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするためのサービスを提供する施設 →民間企業においても、同様のサービスを提供していることが多い
基礎以上 (選択的)			

○ 民間による類似施設の提供の有無による基準（市場性・収益可能性）

民間による 提供なし (非市場的)	低い ↑ ↓ 高い	ア	○収益性がないまたは極めて低く、民間企業においてはサービス提供がない（困難な）施設
		イ	○収益性が低く、施設の使用料だけでは管理運営費をまかなうことが難しい施設
		ウ	○相当の収益性があり、施設の使用料をもって、管理運営費をまかなうことが可能な施設
民間による 提供あり (市場的)			

※ 近年、オンラインコミュニティなど、インターネット上で交流や活動を行うサービス（以下、「オンラインサービス」と言う。）が民間で数多く提供されています。しかし、これらのサービスは無数に存在しており、類似施設の提供の有無を確認することが事実上不可能です。また、公共施設のような物理的な施設で提供されるサービスとはコストの算出方法が異なり、民間による収益性の判断が困難であることなどから、類似施設の提供の有無を判断する際にはオンラインサービスは比較の対象外とします。

○ 地域施設か全市的な施設かによる基準

地域施設 (地域活動を活性化させる施設)	○コミュニティエリア、小中学校区などのエリアを単位として設置している施設 ⇒当該エリアのコミュニティ形成の拠点であり、利用されることで地域課題の解決などにつながる ⇒地域活動を活性化させる施設
全市的施設 (市内全域的に利用される施設)	○市内に1箇所または駅周辺に設置されているなど、市内全域（市外）を対象としている施設

イ 性質別分類表

性質別分類表は、横軸を「基礎的か基礎以上かによる基準」、縦軸を「民間による類似施設の提供の有無による基準」とし、2つの基準が交差する箇所をAからEまでの5つの分類とします。この分類により「利用者負担」と「税（市民）による負担」の割合が決まります。

さらに、「地域施設か全市的な施設かによる基準」において、「地域施設」に該当する場合は、施設の性格を踏まえ、使用料収入をあげることよりも、より利用してもらう（稼働率を上げる）ことを重要視していることから、「利用者負担」の割合が1段階低くなる分類とし、「全市的施設」に該当する場合は、変更しないものとします。

民間による類似施設の提供の有無	民間による提供なし (非市場的)		ア	C 【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%	B 【利用者負担】 25% 【税(市民)による負担】 75%	A 【利用者負担】 0% 【税(市民)による負担】 100%			
				D 【利用者負担】 75% 【税(市民)による負担】 25%	C 【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%	B 【利用者負担】 25% 【税(市民)による負担】 75%			
				E 【利用者負担】 100% 【税(市民)による負担】 0%	D 【利用者負担】 75% 【税(市民)による負担】 25%	C 【利用者負担】 50% 【税(市民)による負担】 50%			
		ウ	Ⅲ			Ⅱ		Ⅰ	
			基礎以上 (選択的)					基礎的 (必需的)	
			基礎的か、基礎以上か						

ウ 各施設の性質別分類及び利用者負担率

各施設の性質別分類及び利用者負担率は下表のとおりです。「地域施設」に該当する「コミュニティセンター」と「地区市民ホール」、「コミュニティ会館」は分類「B」です。

分類	利用者負担率	施 設	基本ルールによらない算定を認める施設
	0%	児童館 老人福祉館	
	25%	コミュニティセンター 地区市民ホール コミュニティ会館	
	50%	公民館（会議室） 消費生活センター TAMA女性センター 総合福祉センター 資源化センター 公園内有料施設 旧多摩聖蹟記念館 古民家 市民活動交流センター（教室） 図書館活動室	陸上競技場 武道館 ハケ岳少年自然の家 市民活動交流センター（体育館等）
	75%	公民館（ホール・ギャラリー） 温水プール	総合体育館 屋外スポーツ施設 パルテノン多摩 学校開放施設 駐輪場
	100%		駐車場

※ 条例で使用料を定めていない家庭菜園などの施設は、本基準に準ずるものとします。

(4) 基本ルールによらない算定を認める場合の要件

基本方針による算定ルール（基本ルール）を使用料算定の原則としますが、下記の理由により基本ルールによる算定が相応しくない場合は、例外的に別の方法による算定ができるものとします。

- ア 法令などにより使用料を徴収することができない場合
小中学校、図書館
- イ 法令などにより算定基準が定められている場合
市営住宅
- ウ 提供されるサービスの対価による場合
保育園、学童クラブ
- エ 近隣自治体等の施設や市場価格との均衡により算定する必要性が高い場合
 - ・ 利用者の適正化を図る（金額差による市民の他市施設利用、他市民の市施設利用の是正）
 - ・ 類似施設との競争力を保つ
 - ・ 民間施設との整合性を図る
 - ・ 原価の算出が困難 など

(5) 指定管理者導入施設における取扱い

指定管理者制度（地方自治法第 244 条の 2 第 3 項）導入施設のうち、利用料金制を導入している施設について、本基本方針の見直しの対象となるのは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する上限額です。

これら施設の利用料金の設定は、指定管理者が申請し、市が承認するものであり、条例上では、その上限額の設定にとどまることから、利用料金制度を導入している施設の料金を見直すべき場合は、上限額を見直した上で、指定管理者との協議により指定管理料を見直す必要があります。

(6) 市民・利用者に対する算定のしくみと施設利用状況等の公表

施設を維持するためにはどれだけの経費がかかっていて、使用料の額はどのように定められていて、利用者からの使用料（利用料金）がどの程度の額になっていて、それ以外は税金で負担していることが、施設利用者、市民の方にあまり知られていない状況にあります。

市民の方への情報共有については、従来からも課題となっていましたが、これらを広く公表するしくみをつくり、施設の利用者に使用料を負担してもらっていることへの理解を得るとともに、各施設の設置目的や利用状況について共有することにより、施設の有効活用の手法についても、市民の皆さんとともに考えていくこととします。

3 柔軟で戦略的な料金設定・利用方法（第3の柱）

使用料の無料・減免規定は、施設の利用促進などに一定の効果をあげています。

しかしながら、利用のほとんどが無料や減免となるような制度は、本来的な負担の公平性を損なう恐れがあります。そこで、減免規定を適用する場合には、減免を行う必要性和施設の利用の促進のバランス等を考慮しながら、市民の皆さんにもわかりやすく、納得度の高い料金設定を行います。

一方で、公共施設を将来にわたり、安心して、持続可能な形で使い続けていくには、維持管理コストとのバランスや政策的な判断等も踏まえながら、さらなる有効活用の取組についても検討していく必要があります。そのため、第2の柱でも掲げた「共通的な使用料算定ルール」を前提としながらも、施設の有効活用の視点で利用率や市民サービスを向上させるため、施設の利用状況や地域・社会の変化を的確に把握した上でニーズにあわせた料金設定や利用方法を柔軟に設定できるものとします。

また、公共施設の将来的なあり方を見据え、設置目的や施設特性等を鑑みても、極端に利用が少ない施設については、その原因を分析し、経営的な視点から戦略的な使用料設定や利用方法の見直しを行うことで、利用率向上に向けた工夫を行うこととします。

(1) 減免基準

減免規定を適用する場合には、原則として下記の項目の中で対応します。

なお、過去の減免基準においては、各団体の「構成員の過半数」を占める場合に対象としていましたが、市内利用団体の現状を踏まえ、さらなる施設の利用促進のために、今回の改訂により基準を緩和し、「構成員の半数以上」と改めることとしました。

区 分	減免の内容	備 考
市、市の機関又は当該施設の管理運営団体が利用する場合	免除	行政目的及び管理運営団体が公共的目的で利用する場合に限る。
市内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、又は高等学校が利用する場合	免除	幼児・児童等を対象に教育・保育活動を行うための利用に限る。
構成員の半数以上を中学生以下の児童・生徒が占める団体が利用する場合、または中学生以下の児童・生徒が個人で利用する場合	2分の1 減額	子どもの健全育成を図るため。
構成員の半数以上を障がい者が占める団体が利用する場合、または障がい者が個人で利用する場合	2分の1 減額 介助者 免除	障がい者の社会参加の促進を図るため。 (介助者の免除は障がい者が個人で利用する場合に適用。)
その他市長が限定的に認める特別の事情や理由がある場合	減額 または免除	適用する場合は、理由を明確にする。

※個人で利用する場合とは、例えば「大人 100 円」というように、個人単位での料金設定をしている施設の利用を指します。

○下記の項目については、必要に応じて配慮します。

区 分	減免の内容	適用施設
構成員の半数以上を高齢者が占める団体が利用する場合	減額	高齢者の社会参加を促進する観点から、利用が特に多く見込まれる施設に適用 (総合福祉センター)
構成員の半数以上を高校生(中学生以下の児童・生徒を含む。)が占める団体が利用する場合、または高校生が個人で利用する場合	減額	高校生の居場所づくり、健全育成の面から、特に利用の促進を図る施設に適用 (公民館等)
高齢者が個人で利用する場合	減額 (シニア料金)	高齢者の体力向上及び健康維持の面から、特に利用の促進を図る施設に適用 (温水プール等)

(2) 柔軟な使用料設定・利用方法

施設の有効活用の観点から、施設管理者は、以下に掲げる範囲の中で、施設の状況に応じて、柔軟に使用料や利用方法を設定するよう、積極的な検討を行うものとします。

また、最適な市民サービスを提供していくために、時代や社会状況の変化や市民ニーズをとらえた利用方法の工夫により柔軟な施設運営に取り組みます。

なお、利用承認にあたっては、直前になっても利用の予約が入っていない場合など、施設管理者は、他の利用者や施設運営に支障がない範囲内で、利用の承認を行います。

区 分	内 容
曜日・時間別 割増・割引	稼働率に応じて、曜日や時間帯により割増・割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の75～125%の範囲内とします。 ※ 早期割引との併用は不可とします。
早期割引	稼働率の低い曜日や時間帯に、早期の予約に対して割引をすることができます。 設定できる範囲は、算定された使用料の75%までとします。 ※ 曜日・時間別割増・割引との併用は不可とします。
直前割引	利用日の直前まで予約がない場合に、直前の予約に対して割引をすることができます。設定できる範囲は、算定された使用料の50%までとします。
個人利用	団体登録を行って利用する会議室やスタジオ等についても、多様化する利用ニーズを踏まえ、個人での使用を認めることができます。

(3) 市外利用者の取扱い(市外料金の原則)

これまで市外利用者については、公平な負担の観点から割増(許容できる範囲は、算定された使用料の200%まで)をすることが「できる」と定めていました。しかし、本来、公の施設は市民の利用に供することを目的として設置されており、その管理運営には市税が充てられていることから、市外利用者のコストを市税(市民)で負担することは適切ではありません。

そのため、利用者負担の原則を徹底しながらも、公共施設の有効活用の観点から、空いている利用枠を市外利用者に利用していただくことを促進するため、市外利用者が利用する場合は、原則として、すべての施設で市外料金(算定された使用料の200%を基

本として、利用者負担率が100%以上となるように設定する。ただし、基本ルールによらない算定を認める施設及び指定管理者制度導入施設は除く。)を定めるものとします。

また、市外利用者の利用により市民の利用に支障が生じる場合、または市外利用者の利用が特に多いと認められる施設の場合は、予約の開始時期など利用における取扱いにも市民と差を設けることができます。

(4) 営利等利用の取扱い(営利等加算の原則)

営利・営業・宣伝等を目的とした利用を認める場合には、原則として、すべての施設で営利等加算(算定された使用料の200%を基本として、利用者負担率が100%以上となるように設定する。ただし、基本ルールによらない算定を認める施設及び指定管理者制度導入施設は除く。)を設定するものとします。

予約の開始時期など利用における取扱いについては、市外利用者の場合と同様に、営利等利用により市民の利用に支障が生じる場合は、市民と差を設けることができます。

また、営利等利用の場合は、早期割引など、各種割引の対象外とします。

- ※ 利用の可否については、施設の利用状況や特性等を踏まえ、施設ごとに判断することとします。
- ※ 金銭の取引がその場で発生しなくとも、自社等の営業活動、勧誘活動、販売促進のための研修会、イベント、商談等や契約に繋げる目的(説明会、研修会、会員勧誘活動)で利用するなど、経済的な利益を生じさせる、または生じさせる可能性がある行為は、営利等利用に該当するものとします。
- ※ 非営利団体や個人など、営利を目的とする法人でない場合であっても、営利等行為に該当する利用を行う場合は、営利等加算の対象となります。
- ※ 前述の市外利用者にも該当する場合は、市外料金として算出された金額に対し、さらに営利等加算を行い、最終的な使用料を決定することとします。

(例：使用料500円の施設で、市外料金と営利等加算の適用を受ける場合は、
 $500 \text{ 円} \times \text{市外料金}(200\%) \times \text{営利等加算}(\text{市外料金として算出された金額の} 200\%) = 2,000 \text{ 円}$)

(5) 効果的・効率的な施設運営と施設の有効活用の戦略的検討にむけて

使用料算定においては、人件費や維持補修費を含む、施設の維持管理・運営に関する経費が使用料の原価計算の基礎となることから、市は施設の効果的・効率的な管理運営や業務の見直しなど、多角的な視点により経費削減に努めることとします。あわせて、利用満足度を高めるため、施設サービスの向上や支払方法の多様化等についても、経費とのバランスも考慮しながら、各種取組みの推進を検討することとします。

また、前述のとおり、本基本方針では、市民・利用者に対する算定のしくみと施設利用状況等の公表を検討していくこととしていますが、施設によっては利用率が低い(使用料収入が少ない)施設も一定程度、存在しています。減免利用や公用利用が多い施設など、各施設によって利用特性があるため、利用率や使用料収入が低いことが、一概に課題であるとは言い切れませんが、少なくとも施設の有効活用という視点からは望ましいことではありません。

そのため、設置目的や施設特性等を鑑みても、極端に利用が少ない施設については、原因分析の上で利用率向上のため、適切な対応に努めることとします。その上で、利用状況の改善が見られない場合には、将来的には、施設の利用率をひとつの目安として、ハード面の検討(各施設の機能・サービスの転換等)を行うこととします。

Ⅲ 使用料の改定・基本方針の改訂

1 改定上限率

前述の方法による原価計算と性質別負担率により、「使用料の目安」が決定します。

しかしながら、「使用料の目安」が「現在の使用料の額」を大幅に上回る場合には、利用者にとって急激な負担増となります。

そこで、使用料の改定により「使用料の目安」が、「現在の使用料の額」を大幅に上回る場合、利用者の急激な負担増を避けるため、改定上限率の目安を設定します。

現在の使用料の額	改定上限率
250円以下	100%
250円を超え500円以下	80%
500円を超え1,000円以下	50%
1,000円を超え3,000円以下	40%
3,000円を超え10,000円以下	30%
10,000円を超える	20%

※ 個人で利用する施設については、改定分がそのまま利用者一人あたりの負担増につながることから、上記とは別に改定上限率の目安を設定します。

現在の使用料の額	改定上限率
100円以下	100%
100円を超える	50%

2 使用料の単位

使用料の単位は10円単位を基本とし、10円未満の端数は四捨五入します。

（減免後の額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。）

3 使用料・基本方針の見直し周期

【使用料：4年ごとに検証 基本方針：8年ごとに検証】

「利用者負担の原則」から、維持管理経費の変動を定期的に使用料に反映させ、適正な額に改定していくことが必要であるものの、使用料の改定作業、利用者・利用団体への事前説明、周知期間等も考慮に入れると、一定期間の時間的な間隔を確保した方が望ましいことから、使用料の検証周期は、従来どおりに4年ごととします。

なお、検証の結果、実際に使用料改定を行うかについては、維持管理経費の変動だけでなく、その時点での社会情勢や本市の財政状況等も踏まえて、総合的に判断することとし、改定を行う際には、原則として、すべての施設の使用料を一斉に改定します。

ただし、指定管理者の更新や大規模改修を控えている施設等は、一斉改定とは異なる適切な時期で使用料改定ができることとします。

基本方針の検証は、使用料の検証周期にあわせて８年ごととします。検証の結果、実際に基本方針の改訂を行うかについては、その時点での社会情勢や本市の財政状況に加え、公共施設のマネジメントに対する関連計画の内容等も踏まえて、総合的に判断することとします。

4 附帯設備（備品等）の使用料設定

公共施設における附帯設備（備品等）については、引き続き良好な状態で市民の利用に供していくために、維持費や買い替え費用の一部を負担していただくという考え方から、使用料を設定することとしますが、一つひとつの備品に対し、個別で料金を設定し徴収する実益が薄いことから、施設に一体的に備わっている附帯設備（備品等）の使用料については、現在の使用料設定の体系を基本とし、施設使用料に含むものとして取扱います。

ただし、ピアノやスポーツ施設における夜間照明設備など、付加価値を付ける設備や特定の者のみが利用する設備のうち、利用の有無により別途の経費が一定程度発生するものについては、共通的な使用料算定ルールを当てはめるのが困難なため、通常の施設使用料とは区別し、個別に使用料の設定や見直しを行うこととします。

<設定例>

- ピアノについては、調律など特別な管理行為が利用の前提であり、サービスの品質に直結していることから、調律等の維持費と実利用時間をもとにした料金設定を行います。
- スポーツ施設における夜間照明設備の使用料は、稼働率が経費に直接影響していることから、電気代等の実費を根拠に算出し、料金設定を行います。

資料編

令和 6 年度多摩市使用料等審議会委員名簿

氏 名	区 分	備 考
くらた のりこ 倉田 紀子	学識経験者	中央大学 国際経営学部 准教授
こしはた しょうた 越畑 生太	市民委員	多摩市体育協会推薦
さいとう さちえ 齋藤 幸枝	市民委員	多摩市コミュニティセンター運営協議会推薦
たかの ゆきこ 高野 雪子	学識経験者	税理士
(会長) たにい りょう 谷井 良	学識経験者	明星大学 経営学部 教授
てるい あきこ 照井 明子	市民委員	公募市民委員
にしやま のりこ 西山 規子	市民委員	多摩市学びあい育ちあい推進審議会推薦 (公民館利用者を代表する者)
のむら まれすけ 野村 希介	市民委員	公募市民委員

(5 0 音順・敬称略)

(写)

6 多企行第 2 2 3 号
令和 6 年 1 1 月 2 8 日

多摩市使用料等審議会 会長 様

多摩市長 阿 部 裕 行

多摩市使用料について（諮問）

標記について、多摩市使用料等審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針（案）」について（諮問）

2 諮問理由

多摩市では、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針（以下、「基本方針」と言う。）」（平成 17 年 3 月策定、平成 29 年 5 月改定）において、使用料の算定方法や利用者負担の考え方等をまとめ、これに基づき公共施設の使用料の設定を行ってきました。基本方針の見直しは 8 年ごとに行うこととされています。

この間、多摩市を取り巻く環境は厳しさを増しており、少子化、高齢化に伴い人口減少も進み、さまざまな活動において担い手不足が深刻化しています。また、物価高騰の影響や社会保障関係費の増加、令和 14 年度から供用開始予定の本庁舎をはじめとした大型公共施設の更新等により、財源の確保が大きな課題となっています。

このような状況においても、市民サービスの向上を目指し、持続可能な行財政運営に向けた取組みを行うことが求められています。このため、公共施設においては、適正な使用料を設定し、将来世代に過度な負担を負わせることなく、公共施設を利用する市民と利用しない市民との負担の公平性を保たなければなりません。

一方で、多様化する利用者ニーズも踏まえ、公共施設のさらなる有効活用の取組についても、柔軟に検討していく必要があります。

以上を踏まえ、「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針（案）」について、多摩市使用料等審議会での審議をお願いします。

○多摩市使用料等審議会条例

昭和52年4月1日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として、多摩市使用料等審議会（以下「審議会」という。）を設置し、多摩市が徴収する使用料、手数料その他税外収入（以下「使用料等」という。）の適正な執行を図ることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長が特に必要とする使用料等について、市長の諮問に応じ、調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、審議会委員（以下「委員」という。）10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 市民 5人以内

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長及び職務代理)

第5条 審議会に会長をおき、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決する。

4 会長は、会議における審議の参考に供する必要があると認めた場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(幹事)

第7条 審議会に幹事若干人をおく。

2 幹事は、市職員のうちから、審議事項に応じて、市長が指名する。

3 幹事は、審議会の審議事項について、調査等を担当する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画政策部行政管理課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は、市長が定める。

審議会会議経過

会議	開催日	審 議 内 容 等
第 1 回	11月28日（木）	・委嘱状交付 ・会長の選任、職務代理の指名 ・会議運営に関する事項の確認 ・事務局改訂案の概要説明 など
第 2 回	1月8日（水）	・第1の柱「利用者負担の原則」の検討について ・第2の柱「共通的な算定ルール確立」の検討について
第 3 回	2月14日（金）	・第3の柱「柔軟で戦略的な料金設定・利用方法」の検討について ・その他事項の検討について
第 4 回	3月18日（火）	・審議会検討（第2～3回）を受けた再検討について
第 5 回	4月24日（木）	・答申（最終案）について